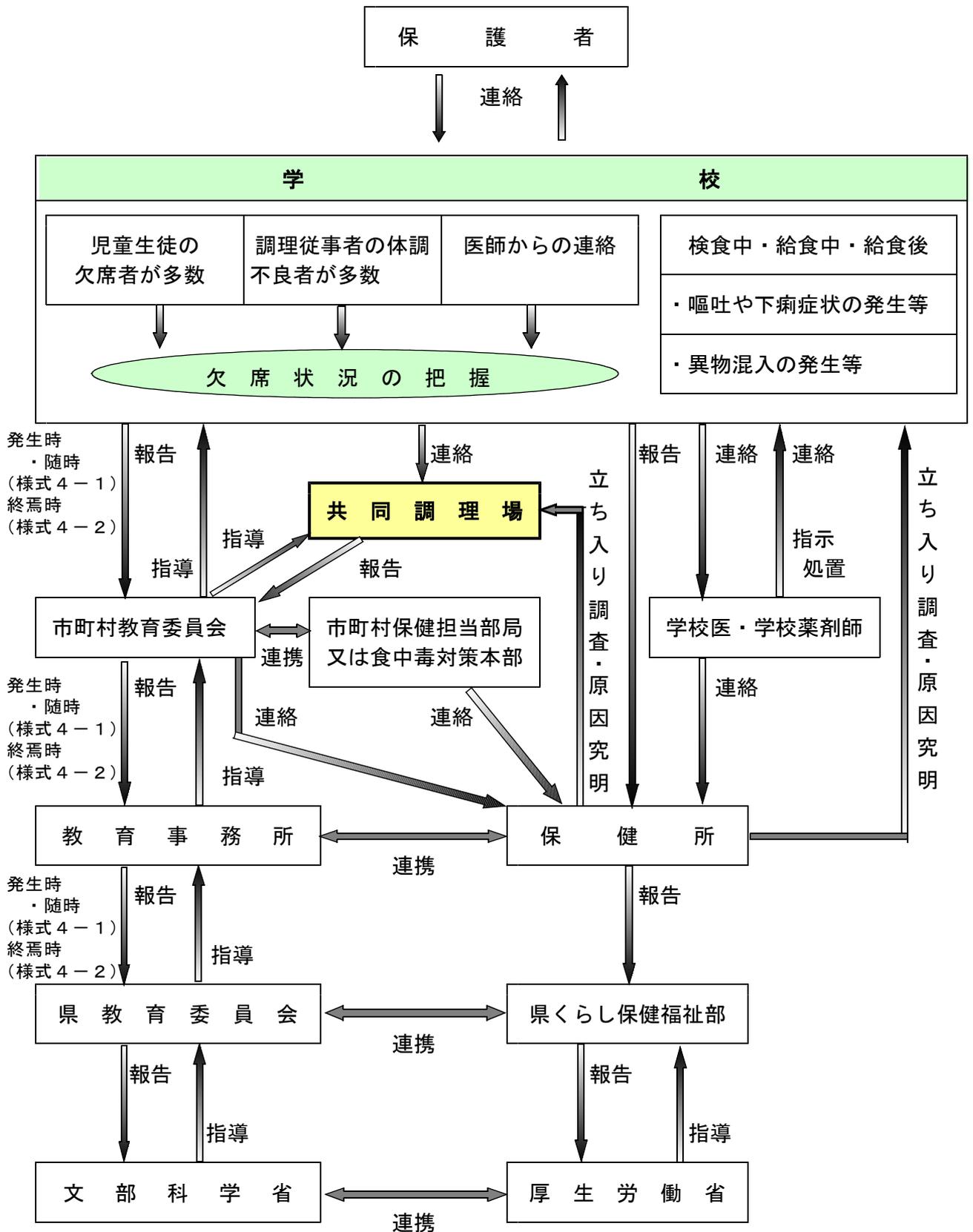


食中毒（疑）等発生時の連絡体制（例）

（感染症も含む）



※ 異物混入（疑）等発生時（献立の変更により、給食の一部又は全部を中止した場合）の報告についても、同様の流れで行う。

食中毒（疑）等発生時の学校及び市町村教育委員会の対応

1 学校の対応

- (1) 校長は、異常を訴える者や欠席者の欠席理由や症状に風邪様症状、腹痛、下痢、発熱、嘔吐が共通に見られるなど、感染症・食中毒等の疑いがあるときは直ちに学校医、市町村教育委員会（県立学校は保健体育課）、保健所等に連絡し、患者の措置に万全を期する。（報告については、連絡体制図を参照）
学校給食の中止についても速やかに判断する。
保護者に対しては、教育委員会や保健所の指示に基づき、食中毒等（疑）発生の事実、児童生徒の健康調査、検便などの各種調査への協力をお願いなどを学年主任又は学級担任を通じて速やかに連絡する。
- (2) 校長は、校内組織等に基づいて、教頭、保健主任、学級担任、養護教諭、給食主任、栄養教諭等の役割を再確認し、校内外の取組体制を強固なものにする。
特に教育委員会、保健所や報道関係の対応は、校長又は教頭が責任をもつ。
- (3) 校長は、保健主任に学校保健委員会の開催を指示するなど、学校、家庭、地域及び専門機関が一体となって取り組める体制をつくる。
- (4) 保護者その他関係方面に対しては、できるだけ速やかに患者の集団発生の状況を周知させ、協力を求める。（緊急連絡網など作成）その際、プライバシーなどの人権の侵害が生じないように配慮する。
- (5) 食中毒等発生時には、保健所の指示の下に、児童生徒及び教職員の健康状態及び喫食状況を把握する。
また、学校医などの指示の下に、必要に応じて、欠席者に対し家庭訪問による調査、相談も行う。
- (6) 関係書類を準備する。
（学校給食日常点検票、献立表、調理作業工程表、作業動線図、温度記録簿、検収表、検食簿、学校給食従事者の検便検査結果、学校給食従事者の個人別健康観察記録簿、児童生徒の健康観察記録簿など）
- (7) 校長は、保健所等による立入り検査がある場合には、担当責任者を定めて的確に対応する。
- (8) 市町村教育委員会（県立学校は保健体育課）、保健所その他の関係機関に対して、発生状況を定期的に報告し、指示を求める。教育委員会への報告は、終焉するまで継続的に行う。（発生時・随時：様式4-1、終焉時：様式4-2）
- (9) 食中毒の発生状況、食中毒についての正しい知識、児童生徒及び家族の健康管理の注意事項を随時保護者に連絡し、協力を求める。
- (10) 児童生徒に対し、緊急の全校集会などで、次のような事柄につき必要な指導を行う。
 - ア 食中毒の発生状況
 - イ 食中毒についての正しい知識
 - ウ 手洗いの励行など健康管理面の注意事項
 - エ 食中毒に罹患している児童生徒、その家族等に対し差別偏見によるいじめなど不当な扱いをしないようにすること。
- (11) 異物混入（疑）等発生時の報告についても、市町村教育委員会に指示された様式により行う。県立学校においては、鹿児島県立学校管理規則第29条第5号様式により行う。

2 市町村教育委員会の対応

- (1) 報告受理内容について詳細を確認する。
校長から食中毒の集団発生又は集団発生の疑いがあるとの報告を受けたときは、市町村教育委員会は、担当者を派遣するなどして、患者等の発生状況など実態の早急な把握・確認を行う。
必要な場合は、学校、共同調理場に対し指導・助言を行う。
- (2) 市町村教育委員会は教育事務所に、さらに教育事務所は県教育委員会に報告を行う。（様式4-1）
報告は、終焉するまで継続的に行うこと。
終焉と判断した場合は、様式4-2により報告する。
- (3) 学校、共同調理場に関係書類の提出を求める。
 - ① 食中毒（疑）等発生状況報告（様式4-1）
 - ② 献立表（使用食品を記載したもの）2週間分
 - ③ 児童生徒及び教職員の患者数の状況（毎日）
 - ④ 調理作業工程表
 - ⑤ 作業動線図
 - ⑥ 温度記録簿
 - ⑦ 給食用物資検収票
 - ⑧ 検食簿
 - ⑨ 学校給食従事者の検便検査結果
 - ⑩ 学校給食従事者の個人別健康観察記録簿
 - ⑪ 学校給食日常点検票
 - ⑫ 発生の経過を時系列にまとめたもの
 - ⑬ 保健所の指示事項
 - ⑭ 学校医等の指示事項
 - ⑮ 調理室の平面図
 - ⑯ 保存食記録簿
 - ⑰ その他
- (4) 市町村教育委員会は、患者等の受け入れ医療機関についての情報提供、原因究明への協力、食中毒の二次汚染防止などに備え、衛生部局との連絡を密にして、保健所、医療機関、学校、教育事務所、県教育委員会等関係機関の連携体制を整える。
- (5) 市町村教育委員会は、学校に対し保健所等の立ち入り検査が行われる際には、立ち会う。
- (6) 市町村教育委員会は、管下の学校、共同調理場に対して、食中毒の再発や二次感染を防ぎ、いじめなどの不当な取扱いがされないよう必要な指導を行う。
- (7) 異物混入（疑）、等発生時（献立の変更等により、給食の一部又は全部を中止した場合）の報告についても、同様の流れで行う。

学校給食衛生管理基準

(別紙4-1)

学校（共同調理場）における食中毒等発生状況報告

		都道府県名				
学 校 名 (共同調理場名)		校 長 名 (所長名)				
学校・共同調理 場の所在地		電 話 番 号				
受 配 校 数 (共同調理場方式のみ記入)						
食 中 毒 等 の 発 生 状 況	発 生 日 時	令和 年 月 日 (曜日) (時 分)				
	発 生 場 所					
	児 童 生 徒 数		男	女	計	備 考
	患 者 等 数	区 分	男	女	計	備 考
		患 者 数				
		う ち 欠 席 者 数				
		年 月 日 現 在	う ち 入 院 者 数			
		う ち 死 亡 者 数				
	主 な 症 状					
発 生 原 因 (判明している場合記入)						
献 立 表	(食中毒等発生前2週間分の食品の判る献立表を添付)					

- (注) 1 食中毒等発生後直ちにFAXにて報告するとともに、患者等数に変動があったときは速やかに本様式にて随時報告すること。
 2 職員について該当者があったときは、備考欄に当該人員を記入すること。
 3 共同調理場における患者等数は、食中毒等の発生した受配校の総計を記入し、受配校毎は別様にして添付すること。

学校における感染症・食中毒等発生状況報告

1 学 校 名 ※																	
2 学校 の 所 在 地 ※																	
3 感 染 病 ・ 食 中 毒 等 の 発 生 状 況	(1) 病 名 ※																
	(2) 発生年月日 ※																
	(3) 終焉年月日																
	(4) 発生 の 場 所 ※																
(5) 患者数・欠席者数及び死亡者数	区分学年	児童生徒等数			患者数			欠席者数			入院者数			死亡者数			備考
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
	第1学年																
	第2学年																
	第3学年																
	第4学年																
	第5学年																
	第6学年																
計																	
(6) 発生 の 経 緯																	
4	患者及び死亡者発見の動機																
5	感染症・食中毒の発生原因																
6	感染症・食中毒の感染経路																
7	臨床症状の概要																
8	(1) 学校 の 処 置																
	(2) 学校の管理機関の処置																
	(3) 保健所その他の関係機関の処置																
9	都道府県教育委員会 都道府県知事の処置																
10	その他の参考となる事項																

- (注) 1 感染症・食中毒等が発生した場合、直ちに「別紙4-1」によりFAXで報告すること。
 2 職員について該当者があつたときは、(5)の備考欄に当該人員を記入すること。
 3 共同調理場の場合は、(5)に感染症・食中毒等の発生した受配校の総計を記入し、各受配校については別様にして添付すること。